

株 主 各 位

大阪市中央区島之内一丁目22番9号

中山福株式会社

代表取締役社長 石川 宣 博

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区東心斎橋二丁目1番1号
タカラベルモント T・Bホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件
 - 第5号議案 退任取締役3名に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
 - 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 第73回定時株主総会招集ご通知より、日付の表記を和暦から西暦へ変更しております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nakayamafuku.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。一方、当社の主な販売先であるスーパーマーケットやホームセンター等は、ネット通販市場の一層の拡大や他業態の参入により価格競争が激化するなか、各社の業績格差が拡大するなど厳しい状況が続きました。

当社グループにおきましても、前連結会計年度に買収した射出成形メーカーであるグリーンパル株式会社の売上高が寄与したものの、競争環境の激化に伴い収益の確保が厳しくなる一方、人件費や運賃等の経費が増加するなど、依然厳しい運営を余儀なくされました。

このような状況のもと当社グループといたしましては、連結子会社とのシナジー効果の発揮などを通じて、経営戦略である、「既存市場におけるシェア拡大」、「新規販売チャネルの開発」、「海外市場への販路拡大」、「自社オリジナル商品の強化」に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は484億94百万円（前年同期比2.3%増）、営業利益1億42百万円（前年同期比31.9%減）、経常利益8億55百万円（前年同期比5.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益4億45百万円（前年同期比4.7%減）となりました。

品目別売上高につきましては、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)		前期比増減額 金額 (百万円)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
キッチン用品	17,504	36.9	16,848	34.7	△656
ダイニング用品	13,481	28.4	12,717	26.2	△764
サニタリー用品	7,164	15.1	7,106	14.7	△58
収納用品	3,784	8.0	4,117	8.5	332
インテリア関連商品	880	1.9	775	1.6	△105
プラケース・園芸用品	－	－	1,562	3.2	1,562
シーズン用品その他	4,581	9.7	5,367	11.1	786
合計	47,398	100.0	48,494	100.0	1,096

「キッチン用品」は、フライパン、鍋ギフトセット、調理小物等を中心に168億48百万円（前年同期比3.7%減）となりました。「ダイニング用品」は、ステンレスボトル、ランチボックス、卓上保温容器等を中心に127億17百万円（前年同期比5.7%減）となりました。「サニタリー用品」は、清掃用具、スベアテープ、浴室小物等を中心に71億6百万円（前年同期比0.8%減）となりました。「収納用品」は、プラスチック引き出しケース、キッチンアクセサリ、玄関小物用品等を中心に41億17百万円（前年同期比8.8%増）となりました。「インテリア関連商品」は、時計、照明等を中心に7億75百万円（前年同期比12.0%減）となりました。「プラケース・園芸用品」は、コンテナ収納、園芸用品を中心に15億62百万円となりました。「シーズン用品その他」は53億67百万円（前年同期比17.2%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、「収納用品」、「プラケース・園芸用品」、「シーズン用品その他」に、グリーンパル株式会社の売上高を含めております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度よりセグメントの区分を変更しており、従来の地域を基礎とした「北海道・東北」、「関東」、「中部」、「近畿」及び「中四国・九州」から、事業別の「家庭用品卸売事業」及び「プラスチック日用品製造事業」に区分を変更しております。「家庭用品卸売事業」はさらに、地域別のセグメントである「北海道・東北」、「関東」、「中部」、「近畿」及び「中四国・九州」に区分しております。

以下、前連結会計年度との比較にあたっては、前連結会計年度の数値を変更後の事業セグメント区分に組み替えて行っております。

(1) 家庭用品卸売事業

家庭用品卸売事業は、「シーズン用品その他」の販売が前年同期比伸長したものの、「キッチン用品」、「ダイニング用品」の販売は前年同期を下回りました。

その結果、売上高は「北海道・東北」30億38百万円（前年同期比8.1%増）、「関東」209億16百万円（前年同期比4.5%減）、「中部」36億56百万円（前年同期比7.5%減）、「近畿」96億42百万円（前年同期比2.1%増）、「中四国・九州」69億13百万円（前年同期比4.5%減）となり、家庭用品卸売事業の売上高は441億67百万円（前年同期比2.6%減）となりました。

セグメント利益（営業利益）は「北海道・東北」57百万円（前年同期比29.4%減）、「関東」9億66百万円（前年同期比14.3%減）、「中部」1億36百万円（前年同期比23.3%減）、「近畿」3億55百万円（前年同期比1.5%減）、「中四国・九州」2億79百万円（前年同期比8.3%減）となり、家庭用品卸売事業のセグメント利益（営業利益）は17億95百万円（前年同期比12.5%減）となりました。

(2) プラスチック日用品製造事業

収納用品、プラケース・園芸用品などの売上高は堅調に推移いたしました。その結果、売上高は25億85百万円、セグメント利益（営業利益）は1億25百万円となりました。

なお、前連結会計年度末にグリーンパル株式会社を連結子会社として貸借対照表のみ連結し、当連結会計年度より損益計算書を連結しているため、前年同期比増減率については記載しておりません。

(3) その他

その他には、インターネット通信販売事業、インテリア関連商品事業、海外市場への販売等を含み売上高は18億6百万円（前年同期比12.9%減）、セグメント利益（営業利益）は78百万円（前年同期比19.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2億70百万円となっており、その主なものは機械装置及び運搬具、器具及び備品の取得等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 70 期 2016年3月期	第 71 期 2017年3月期	第 72 期 2018年3月期	第 73 期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売 上 高 (百万円)	48,512	47,983	47,398	48,494
経 常 利 益 (百万円)	2,152	1,333	900	855
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,441	859	467	445
1 株当たり当期純利益(円)	71.42	42.73	23.25	22.16
総 資 産 (百万円)	28,599	28,726	32,176	31,203
純 資 産 (百万円)	20,896	21,500	21,670	21,082
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,035.41	1,069.06	1,077.48	1,048.26

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 1 株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
中山福サービス株式会社	30百万円	100.0%	運送業
株式会社ベストコ	10	100.0	商品企画
株式会社ＥＮＩＣＹ	10	100.0	インターネット通信販売
株式会社インターフォルム	45	100.0	インテリア関連商品の輸入販売
グリーンパル株式会社	350	100.0	園芸・インテリア用品等の製造販売

(注) 1. 2018年10月1日付で株式会社ロイヤル通販は、株式会社ＥＮＩＣＹに商号変更しております。
2. グリーンパル株式会社は、2018年10月5日付で増資を行い、特定子会社化しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く国内外の事業環境を踏まえ、経営戦略を展開する過程においては、以下の課題に対処することが不可欠であると考えております。

- ① 消費者ニーズや市場動向など情報収集力の強化
- ② 消費者の購買チャネルの変化に応じたセールス体制の強化
- ③ 海外の輸入業者や小売業者へのセールス体制の強化
- ④ グループ会社とのシナジー効果の発揮等による自社ブランドの強化
- ⑤ 在庫の圧縮や納品率の向上など物流の品質改善とコスト削減
- ⑥ 若手社員、女性社員の登用促進による人材活用の強化

なお、創業100周年に向けた成長戦略を次のＵＲＬに掲載しております。
(当社ウェブサイト) <https://www.nakayamafuku.co.jp>

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、国内外のメーカーから仕入れた商品、及びグループ会社が企画開発・製造した商品を、小売業者（ホームセンター、スーパーマーケット、通信販売業者、生活協同組合、専門小売店など）に販売することを主たる事業としております。

主要な取扱商品

ダイニング用品・キッチン用品・サニタリー用品・収納用品・シーズン用品・インテリア関連商品・園芸用品他

(6) 主要な営業所等 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区
札 幌 支 店	札 幌 市 白 石 区
仙 台 支 店	宮 城 県 岩 沼 市
常 総 支 店	茨 城 県 笠 間 市
関 東 支 店	埼 玉 県 加 須 市
東 京 支 店	神 奈 川 県 大 和 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 稲 沢 市
大 阪 支 店	兵 庫 県 西 宮 市
広 島 支 店	広 島 市 安 佐 北 区
福 岡 支 店	福 岡 県 飯 塚 市
沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 糸 満 市

② 子会社

中 山 福 サービス 株 式 会 社	大 阪 市 中 央 区
株 式 会 社 ベ ス ト コ	大 阪 市 中 央 区
株 式 会 社 E N I C Y	千 葉 市 中 央 区
株 式 会 社 インターフォルム	神 戸 市 中 央 区
グ リ ー ン パ ル 株 式 会 社	新 潟 県 三 条 市

(注) 2018年10月1日付で株式会社ロイヤル通販は、株式会社E N I C Yに商号変更しております。

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
461 (502) 名	7 名増 (10名減)

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
368 (455) 名	1 名減 (1名増)	39歳 3 ヶ月	14年 3 ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	905百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	561
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	315
株 式 会 社 常 陽 銀 行	195
株 式 会 社 伊 予 銀 行	13

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,214,480株
- ③ 株主数 4,379名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 山 福 共 栄 会	1,997千株	9.93%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	998	4.96
象 印 マ ホ ー ビ ン 株 式 会 社	912	4.53
京 セ ラ 株 式 会 社	907	4.51
中 山 福 従 業 員 持 株 会	631	3.13
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライ スド ストック ファンド (プリンシパル オー ル セクター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行)	623	3.09
中 山 修 次 郎	606	3.01
株 式 会 社 良 善	490	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	443	2.20
中 山 善 郎	427	2.12

(注) 持株比率は自己株式（102,667株）を控除して計算しており、小数点以下第3位を切り捨てております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 川 宣 博	
常 務 取 締 役	森 本 徹	特命事項担当
常 務 取 締 役	多 田 広 次	営業本部長
取 締 役	是 枝 定 信	仕入本部長兼仕入企画部長
取 締 役	上 住 雅 哉	海外事業本部長
取 締 役	櫻 井 義 行	大阪支店長
取 締 役	中 嶋 徳 夫	関東支店長
取 締 役	柴 田 直 子	太陽有限責任監査法人パートナー
取 締 役	竹 田 美 知	神戸松蔭女子学院大学副学長兼教授
常 勤 監 査 役	片 岡 英 俊	
監 査 役	辻 芳 廣	新淀屋橋法律事務所共同代表
監 査 役	石 川 二 郎	石川二郎税理士事務所長

- (注) 1. 取締役柴田直子氏及び取締役竹田美知氏は、社外取締役であります。
2. 監査役辻芳廣氏及び監査役石川二郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役辻芳廣氏及び監査役石川二郎氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役辻芳廣氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役石川二郎氏は、税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役柴田直子氏及び取締役竹田美知氏並びに監査役辻芳廣氏及び監査役石川二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2018年6月27日開催の第72回定時株主総会において、中嶋徳夫氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
 - ・2018年6月27日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、取締役中山善郎氏及び取締役滝本博生氏並びに監査役五味博明氏は、任期満了により退任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	変 更 後	変 更 前	異 動 年 月 日
是 枝 定 信	取締役 仕入本部長兼仕入企画部長	取締役 関東支店長	2018年6月27日
中 嶋 徳 夫	取締役 関東支店長	執行役員 福岡支店長	2018年6月27日
森 本 徹	常務取締役 特命事項担当	常務取締役 企画本部長兼経営企画部長 兼 E C 企画部長	2019年3月27日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	11名 (2)	112百万円 (7)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	4 (2)	20 (8)
合 計 (うち 社 外 役 員)	15 (4)	132 (15)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第46回定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第48回定時株主総会において年額32百万円以内とご決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額11百万円（取締役9名に対し10百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）、監査役3名に対し1百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額24百万円（取締役7名に対し23百万円、監査役1名に対し1百万円）

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役柴田直子氏は、太陽有限責任監査法人パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役竹田美知氏は、神戸松蔭女子学院大学副学長兼教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役辻芳廣氏は、新淀屋橋法律事務所共同代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石川二郎氏は、石川二郎税理士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 柴田直子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、業務執行の監督機能を発揮しております。
取締役 竹田美知	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に学識経験者の見地から意見を述べるなど、業務執行の監督機能を発揮しております。
監査役 辻芳廣	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 石川二郎	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 EY新日本有限責任監査法人は、責任限定契約を締結していないため、該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

I. 経営理念について

当社企業グループは、社会と共存し、社業を通じて、株主、仕入先、得意先、社員、その他関係者の方々の「幸」の実現と、社会の発展に貢献することを経営理念とする。

II. 内部統制システム構築の基本方針

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令、社会的規範を遵守し、さらに定款その他社内規程を遵守した行動の指針とする「中山福グループの役職員行動規範」を定めて周知徹底を図っており、違反行為を発見した場合の通報制度としての、内部通報体制を構築しております。

また、当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固として拒否いたします。

監査役が取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務の執行に係る文書及びその他の情報の記録については、法令及び「文書取扱規程」その他関連諸規程に基づき、適正に保存・管理するとともに、必要に応じ保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営環境の変化を踏まえ、「経営危機管理規程」に基づき、リスク評価委員会を中心として、事業活動に係る様々なリスク情報を収集・分析することで予兆を早期に発見し、未然に防止するための体制を構築しております。

また、リスクの管理状況について、定期的に取締役会及び監査役会に報告することで、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に対応できる体制の構築を図っております。リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、リスク管理体制の向上を図っております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき、取締役及び執行役員の決裁権限の内容等を定めることで、権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保する体制の構築を図っております。当社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。なお、「取締役会規程」により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。また、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り迅速な業務執行を実施しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために当社取締役等を派遣し、監視、監督及び指導しております。

また、子会社の事業状況については、当社取締役会において報告を受けることとしております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、定期的な見直しを行うとともに、関係会社相互の緊密な連携と協力によって、グループ全体のリスクの低減を図っております。

また、当社の「経営危機管理規程」によりグループ各社から適宜、報告を受けております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社から派遣した取締役等に業務執行を委嘱し、子会社経営が効率的に行われることを確保しております。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「中山福グループの役職員行動規範」の周知徹底を図るとともに、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

監査役による、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務の執行を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じることとしており、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することとしております。

また、監査役補助者として配置した場合の人事考課、異動等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。直属の使用人を配置した場合の使用人に対する人事考課については、監査役が行うこととしております。

7. 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室より監査役補助者として配置した場合は、内部監査室との兼職はせず専任することにし、直属の使用人を配置した場合の使用人についても専任することにしております。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は次の事項を監査役に報告することにしております。

- ① 会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したとき又はそのおそれがある場合
- ② 法令、定款に違反する行為を発見したとき又はそのおそれがある場合
- ③ 内部監査の結果及び内部通報内容

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、取締役及び執行役員から担当業務の執行状況について、報告を受けております。使用人においては、内部通報体制により、内部監査室を通じて、報告する仕組みをとっております。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社企画本部を事務局とし、監査役へ報告する体制をとっております。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」を整備し、当該通報者が不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとしております。なお、当社の「監査役会規程」「監査役監査基準」により、適切に管理し必要に応じて運用上の見直しを行っております。

11. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしており、また、内部監査担当部門と緊密な連携を保つとともに、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役又は使用人、内部監査担当部門に対して調査、報告等を要請することが出来るものとしております。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。またその体制が適正に機能することを継続的に検証するために、内部監査室が内部監査を実施し、会計監査人と連携を図り、財務報告の信頼性を確保しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組状況

法令、社会的規範を遵守した行動の指針とする「中山福グループの役職員行動規範」を社内グループウェアを通じて、継続的に周知、啓蒙いたしました。また、内部通報についても、従業員等が不利益を被ることがないように社外窓口を設置し、健全な事業活動を推進しております。

② 損失の危険の管理に対する取組状況

代表取締役を委員長とするリスク評価委員会を4回開催し、事業活動に係る様々なリスク情報を各主管部門から報告を受け、課題の抽出を行いました。また、取締役会においてその対処と予防を図りました。

③ 取締役会の運営状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成し、社外監査役2名を含む監査役3名が同席しております。当期は、取締役会を12回開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の監督を行いました。また、全取締役へ取締役会に関する自己評価アンケートを行い、現状認識の共有等、取締役会の実効性評価を行いました。

④ 監査役監査及び監査役会の状況

監査役は、内部監査室と連携し、業務監査、会計監査をはじめとする適法性監査を実施いたしました。また、会計監査人との意見交換会を7回開催しました。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための取組状況

監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に当社及び当社グループ全体の内部統制の運用状況や監査結果について協議及び意見交換を行い、財務報告の信頼性を確保いたしました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元については、安定した配当の継続を基本方針とし、配当性向35%以上をガイドラインとしつつ、経営戦略に沿った柔軟な経営資源の配分等を考慮した最適な株主還元策を実施いたします。

当社は、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めておりますが、期末年1回の剰余金の配当を行うことを基本としております。

また、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」旨、定款に定めております。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、前記の基本方針に基づいて期末配当金を1株につき27円（配当性向121.8%）を実施いたします。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元の観点から、当社の株価の推移や経営戦略などを総合的に判断し、適切に対応してまいります。

また、次期の剰余金の配当につきましては、前記の基本方針に基づき、普通配当を1株につき27円（配当性向98.7%）を予定しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,378,187	流 動 負 債	7,820,832
現金及び預金	4,244,967	支払手形及び買掛金	6,074,945
受取手形及び売掛金	10,342,077	短期借入金	52,666
電子記録債権	1,192,232	1年内返済予定の長期借入金	248,648
商品及び製品	4,271,854	未払法人税等	322,335
仕掛品	29,061	賞与引当金	239,351
原材料	141,574	役員賞与引当金	15,360
その他	175,440	その他	867,525
貸倒引当金	△19,021	固 定 負 債	2,300,574
固 定 資 産	10,825,554	長期借入金	1,691,117
有形固定資産	6,650,032	繰延税金負債	164,690
建物及び構築物	3,171,753	役員退職慰労引当金	137,754
機械装置及び運搬具	129,332	退職給付に係る負債	268,402
土地	3,231,485	その他	38,610
その他	117,460	負 債 合 計	10,121,407
無形固定資産	511,257	純 資 産 の 部	
のれん	474,856	株 主 資 本	19,892,987
その他	36,401	資 本 金	1,706,000
投資その他の資産	3,664,265	資 本 剰 余 金	1,269,049
投資有価証券	3,276,183	利 益 剰 余 金	16,984,594
長期貸付金	4,675	自 己 株 式	△66,656
退職給付に係る資産	215,837	その他の包括利益累計額	1,189,347
繰延税金資産	19,495	その他有価証券評価差額金	1,135,280
その他	206,321	退職給付に係る調整累計額	54,066
貸倒引当金	△58,246	純 資 産 合 計	21,082,335
資 産 合 計	31,203,742	負 債 純 資 産 合 計	31,203,742

連結損益計算書

(2018年 4 月 1 日から)
(2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	48,494,965
売上原価	39,363,197
売上総利益	9,131,767
販売費及び一般管理費	8,989,454
営業利益	142,313
営業外収益	
受取利息	202
受取配当金	67,847
仕入割引	505,437
その他	169,815
営業外費用	
支払利息	17,306
売上割引	4,530
賃貸費用	6,677
その他	1,120
経常利益	29,634
特別利益	855,983
固定資産売却益	1,342
投資有価証券売却益	176,700
受取保険金	48,592
特別損失	
減損損失	185,895
固定資産除却損	223
投資有価証券評価損	14,787
災害による損失	51,324
税金等調整前当期純利益	252,229
法人税、住民税及び事業税	389,627
法人税等調整額	△4,929
当期純利益	830,387
非支配株主に帰属する当期純利益	445,689
親会社株主に帰属する当期純利益	—
	445,689

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,706,000	1,269,049	17,081,924	△66,656	19,990,317
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△543,018		△543,018
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			445,689		445,689
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△97,329	－	△97,329
当連結会計年度末残高	1,706,000	1,269,049	16,984,594	△66,656	19,892,987

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 金 調 整 累 計 額	に 係 る 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	1,712,936		△33,204	1,679,732	21,670,050
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△543,018
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					445,689
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△577,655		87,270	△490,385	△490,385
当連結会計年度変動額合計	△577,655		87,270	△490,385	△587,714
当連結会計年度末残高	1,135,280		54,066	1,189,347	21,082,335

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・連結子会社の名称 中山福サービス株式会社
株式会社ベストコ
株式会社 E N I C Y
株式会社インターフォルム
グリーンパル株式会社

2018年10月1日付で株式会社ロイヤル通販は、株式会社 E N I C Y に商号変更しております。

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、グリーンパル株式会社は当連結会計年度より、決算日を1月20日から3月31日に変更し、連結決算日との統一を図っております。この決算期の変更に伴い、当連結会計年度において、同社の2018年1月21日から2019年3月31日までの損益を取り込んでおります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

主として月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約取引

… 金利スワップ

ヘッジ対象 … 輸出入に関わる外貨建債権、債務及び外貨建予定取引

… 借入金

ハ. ヘッジ方針

外貨建輸出入取引に関わる将来の外国為替相場変動リスクを回避して、外貨建債権債務の円貨によるキャッシュ・フローを固定化することを目指すとして、原則実需の範囲内で為替予約を行っております。

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動割合の相関関係を求めることにより、その有効性を判定しております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については8年間の均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

□. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建物及び構築物	320,349千円
土地	545,068千円
計	865,418千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	100,092千円
長期借入金	371,342千円
計	471,434千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,736,726千円

(3) 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関休業日であるため、次の連結会計年度末日満期手形は連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	135,985千円
支払手形	268,434千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	20,214千株	－千株	－千株	20,214千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	102千株	－千株	－千株	102千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年5月11日 取締役会	普 通 株 式	543,018	27	2018年3月31日	2018年6月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	543,018	27	2019年3月31日	2019年6月10日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信限度管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、通常取引の範囲内で、外貨建営業債務に係る将来の為替の変動リスクを回避する目的で、先物為替予約取引を行っております。

借入金については、運転資金（主として短期）及び投資資金（長期）の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成・適宜更新などの方法により管理しております。このうち一部の長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の会計方針に関する事項「④ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、必要の範囲内で稟議決裁のもとで取引を行い、担当部署において管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	4,244,967千円	4,244,967千円	－千円
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	10,342,077	10,342,077	－
(3) 電 子 記 録 債 権	1,192,232	1,192,232	－
(4) 投 資 有 価 証 券	3,130,682	3,130,682	－
資産計	18,909,960	18,909,960	－
(1) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,074,945	6,074,945	－
(2) 短 期 借 入 金	52,666	52,666	－
(3) 長 期 借 入 金	1,939,765	1,939,360	△404
負債計	8,067,377	8,066,971	△404
デリバティブ取引（*1）	－	－	－

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	145,500千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都及び大阪府において、貸駐車場としている土地を有しております。また、福岡県において、貸倉庫としている建物及び土地を有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益は70,816千円（営業外収益のその他に計上）であり、賃貸費用は6,677千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
441,412千円	△6,677千円	434,735千円	1,180,480千円

(注) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	1,048円26銭
(2)	1株当たり当期純利益	22円16銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
札幌支店 札幌市白石区	家庭用品卸売 事業設備	建物、その他	7,453千円
仙台支店 宮城県岩沼市	家庭用品卸売 事業設備	土地、その他	178,441千円

当社グループは、報告セグメントを基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として営業拠点毎にグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度における「家庭用品卸売事業」の「北海道・東北」のうち、札幌支店においては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであったため、仙台支店においては、資産グループに係る市場価額が著しく下落しているため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

資産グループごとの減損損失計上額は、次のとおりであります。

札幌支店は、当資産グループの回収可能価額を使用価値により測定しており、使用価値を零として、減損損失7,453千円を特別損失に計上しました。その内訳は、建物1,575千円、その他5,877千円であります。

仙台支店は、当資産グループの回収可能価額を正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、不動産鑑定基準に基づく鑑定評価をもとに合理的な調整を行って算出した金額を使用し、減損損失178,441千円を特別損失に計上しました。その内訳は、土地177,187千円、その他1,254千円であります。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,603,250	流 動 負 債	7,303,438
現 金 及 び 預 金	3,344,341	支 払 手 形 金	1,593,846
受 取 手 形	853,537	買 掛 金	4,374,308
電 子 記 録 債 権	1,192,232	1年内返済予定の長期借入金	128,652
売 掛 金	8,403,463	リ ー ス 債 務	2,124
商 品	3,709,717	未 払 金	478,392
前 渡 金	7,026	未 払 費 用	154,344
前 払 費 用	22,551	未 払 法 人 税 等	271,715
そ の 他	89,401	未 払 消 費 税 等	60,348
貸 倒 引 当 金	△19,021	前 受 り 金	7,471
固 定 資 産	11,811,771	預 り 金	17,316
有 形 固 定 資 産	5,740,008	賞 与 引 当 金	203,109
建 物	2,825,029	役 員 賞 与 引 当 金	11,810
構 築 物	98,154	固 定 負 債	1,225,303
器 具 及 び 備 品	60,721	長 期 借 入 金	734,442
土 地	2,753,513	退 職 給 付 引 当 金	200,549
リ ー ス 資 産	2,589	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	137,754
無 形 固 定 資 産	32,231	繰 延 税 金 負 債	138,603
電 話 加 入 権	11,077	そ の 他	13,954
商 標 権	959	負 債 合 計	8,528,742
ソ フ ト ウ エ ア	20,036	純 資 産 の 部	
そ の 他	158	株 主 資 本	19,750,998
投 資 そ の 他 の 資 産	6,039,530	資 本 金	1,706,000
投 資 有 価 証 券	3,276,183	資 本 剰 余 金	1,269,049
関 係 会 社 株 式	2,205,624	資 本 準 備 金	1,269,000
長 期 貸 付 金	4,675	そ の 他 資 本 剰 余 金	49
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	395,028	利 益 剰 余 金	16,842,605
そ の 他	223,713	利 益 準 備 金	302,900
貸 倒 引 当 金	△65,694	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,539,705
資 産 合 計	29,415,021	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	124,428
		別 途 積 立 金	6,300,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,115,277
		自 己 株 式	△66,656
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,135,280
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,135,280
		純 資 産 合 計	20,886,279
		負 債 純 資 産 合 計	29,415,021

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		44,434,268
売 上 原 価		36,626,956
売 上 総 利 益		7,807,312
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,799,501
営 業 利 益		7,810
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,556	
受 取 配 当 金	67,847	
仕 入 割 引	499,499	
為 替 差 益	9,603	
そ の 他	123,800	705,308
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,764	
賃 貸 費 用	6,677	
そ の 他	2,891	17,333
経 常 利 益		695,786
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	176,700	
受 取 保 険 金	47,822	224,522
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	81	
減 損 損 失	185,895	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	303,934	
災 害 に よ る 損 失	51,324	541,234
税 引 前 当 期 純 利 益		379,073
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	283,688	
法 人 税 等 調 整 額	4,467	288,156
当 期 純 利 益		90,917

招 集 し 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から)
(2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
						固定資産圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,706,000	1,269,000	49	1,269,049	302,900	126,259	6,300,000	10,565,547	17,294,706
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,831		1,831	－
剰 余 金 の 配 当								△543,018	△543,018
当 期 純 利 益								90,917	90,917
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△1,831	－	△450,270	△452,101
当 期 末 残 高	1,706,000	1,269,000	49	1,269,049	302,900	124,428	6,300,000	10,115,277	16,842,605

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 差 額 金	評価額	換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△66,656	20,203,100	1,712,936	1,712,936		21,916,037
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰 余 金 の 配 当		△543,018				△543,018
当 期 純 利 益		90,917				90,917
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△577,655	△577,655		△577,655
当 期 変 動 額 合 計	－	△452,101	△577,655	△577,655		△1,029,757
当 期 末 残 高	△66,656	19,750,998	1,135,280	1,135,280		20,886,279

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
- ・ 時価のあるもの
- ・ 時価のないもの
- ③ デリバティブ
- ④ たな卸資産
- ・ 商品

移動平均法による原価法を採用しております。

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。移動平均法による原価法を採用しております。時価法を採用しております。

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
- （リース資産を除く）
- ② 無形固定資産
- （リース資産を除く）
- ・ 自社利用のソフトウェア
- ③ リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 役員賞与引当金
- ④ 退職給付引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 … 為替予約取引
ヘッジ対象 … 輸出入に関わる外貨建債権、債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 外貨建輸出入取引に関わる将来の外国為替相場変動リスクを回避して、外貨建債権債務の円貨によるキャッシュ・フローを固定化することを目的として、原則実需の範囲内で為替予約を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動割合の相関関係を求めることにより、その有効性を判定しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	320,349千円
土地	545,068千円
計	865,418千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	100,092千円
長期借入金	371,342千円
計	471,434千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,839,854千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

グリーンパル株式会社	1,076,671千円
計	1,076,671千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,060千円
② 短期金銭債務	45,442千円

- (5) 期末日満期手形
 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日に決済が行われたものとして処理しております。
 なお、当事業年度の末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は期末残高に含まれております。

受取手形	74,372千円
支払手形	268,434千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	275,304千円
② 営業取引以外の取引高	11,373千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	102千株	－千株	－千株	102千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	225,051千円
役員退職慰労引当金	42,125千円
賞与引当金	62,110千円
未払事業税	18,336千円
貸倒引当金	25,906千円
関係会社株式評価損	101,643千円
投資有価証券評価損	12,464千円
有形固定資産評価損	83,022千円
未払費用	19,897千円
その他	6,356千円

繰延税金資産小計	596,914千円
評価性引当額	△173,232千円

繰延税金資産計 423,681千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△54,811千円
その他有価証券評価差額金	△482,144千円
その他	△25,329千円

繰延税金負債計 △562,285千円

繰延税金資産（負債）の純額 △138,603千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	中山福サービス 株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注) 1	1,999	関係会社長期 貸付金	395,028
子会社	グリーンパル 株式会社	所有 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 2	1,076,671	—	—
				増資の引受 (注) 3	399,928	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注) 2. 債務保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を行っております。
なお、保証料は受領していません。
- (注) 3. グリーンパル株式会社の生産能力増強に係る資金に充当するとともに、自己資本の増強により財務基盤の安定を図ることを目的として増資の全額を引受けております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,038円51銭
- (2) 1株当たり当期純利益 4円52銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
札幌支店 札幌市白石区	家庭用品卸売 事業設備	建物、器具及び備品、 リース資産	7,453千円
仙台支店 宮城県岩沼市	家庭用品卸売 事業設備	土地、構築物、 器具及び備品	178,441千円

当社は、報告セグメントを基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として営業拠点毎にグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度における「家庭用品卸売事業」の「北海道・東北」のうち、札幌支店においては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであったため、仙台支店においては、資産グループに係る市場価額が著しく下落しているため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

資産グループごとの減損損失計上額は、次のとおりであります。

札幌支店は、当資産グループの回収可能価額を使用価値により測定しており、使用価値を零として、減損損失7,453千円を特別損失に計上しました。その内訳は、建物1,575千円、器具及び備品5,664千円、リース資産213千円であります。

仙台支店は、当資産グループの回収可能価額を正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、不動産鑑定基準に基づく鑑定評価をもとに合理的な調整を行って算出した金額を使用し、減損損失178,441千円を特別損失に計上しました。その内訳は、土地177,187千円、構築物0千円、器具及び備品1,254千円であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

中山福株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 野 健 志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中山福株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中山福株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

中山福株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 野 健 志 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中山福株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

中山福株式会社 監査役会

常勤監査役	片岡英俊	Ⓔ
社外監査役	辻川芳廣	Ⓔ
社外監査役	石川二朗	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	再 任 いし かわ のぶ ひろ 石 川 宣 博 (1955年 3 月 7 日生)	1977年 4 月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 2007年 4 月 同行常務執行役員 2010年 4 月 当社顧問 2010年 6 月 当社取締役副社長 2011年 6 月 当社代表取締役副社長 2012年 6 月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	39,497株
	取締役候補者とした理由	企業経営に関わる幅広い知見を有しており、当社の代表取締役社長としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。	
2	再 任 た だ こう じ 多 田 広 次 (1964年 7 月24日生)	1983年 3 月 当社入社 2011年 6 月 当社執行役員関東副支店長 2012年 6 月 当社執行役員関東支店長 2013年 6 月 当社取締役関東支店長 2015年 6 月 当社取締役営業本部長兼営業部長 2016年 1 月 当社取締役営業本部長兼営業企画部長 兼 E C 営業部長 2016年 6 月 当社取締役営業本部長兼営業企画部長 2017年 4 月 当社常務取締役営業本部長（現任）	25,826株
	取締役候補者とした理由	支店長、営業本部長の職務を通じ、当社の業績を牽引してきた実績を有することから、引き続き取締役候補者となりました。	
3	再 任 さくら い よし ゆき 櫻 井 義 行 (1959年 4 月 2 日生)	1982年 2 月 当社入社 2011年 6 月 当社福岡支店長 2013年 6 月 当社執行役員福岡支店長 2015年 6 月 当社取締役福岡支店長 2016年 6 月 当社取締役大阪支店長（現任）	14,745株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、支店長として当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式数 の
4	再任 なかしまなるお夫 中嶋徳夫 (1960年5月1日生)	1979年 3 月 当社入社 2016年 6 月 当社執行役員福岡支店長 2018年 6 月 当社取締役関東支店長（現任）	13,584株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、支店長として当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。	
5	新任 ひらまつえつお夫 平松悦夫 (1962年 8 月31日生)	1985年 3 月 当社入社 2014年 6 月 当社執行役員関東支店副支店長 2016年 1 月 当社執行役員企画本部物流企画部長 2016年 6 月 当社執行役員営業本部物流企画部長 2018年 6 月 当社執行役員物流本部長 兼物流企画部長（現任）	12,897株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る支店業務、物流部門の経験を有し、当社の業績に貢献していることから、新たに取締役候補者となりました。	
6	新任 はしもときんや也 橋本謹也 (1964年10月 2 日生)	1988年 4 月 株式会社富士銀行 （現株式会社みずほ銀行）入行 2014年 4 月 みずほ信託銀行株式会社 大阪信託総合営業部副部長 2017年 5 月 当社へ出向 企画本部副本部長 2018年 5 月 当社入社 企画本部副本部長 2018年 6 月 当社執行役員企画本部副本部長 兼グループ事業部長 2019年 3 月 当社執行役員企画本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長兼ＥＣ企画部長（現任）	185株
	取締役候補者とした理由	企画本部長としてグループ事業部門、経営企画部門などを通じて、当社の経営に貢献していることから、新たに取締役候補者となりました。	
7	新任 おちあいさとる 落合悟 (1960年 6 月 4 日生)	1984年 4 月 株式会社富士銀行 （現株式会社みずほ銀行）入行 2014年 4 月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員 2018年 5 月 みずほヒューマンサービス株式会社 代表取締役社長 2019年 5 月 当社顧問（現任）	一株
	取締役候補者とした理由	企業経営に関わる幅広い知見を有しており、当社の取締役として適格な資質、能力を有すると判断し、新たに取締役候補者となりました。	

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式 数
8	再任 しば だ なお こ 柴 田 直 子 (1970年11月6日生)	1995年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1998年 4 月 公認会計士登録 2010年10月 優成監査法人(現太陽有限責任監査法人) 入所 2014年 2 月 優成監査法人社員 2015年 6 月 当社社外取締役(現任) 2016年 3 月 優成監査法人代表社員 2018年 7 月 太陽有限責任監査法人パートナー(現任)	586株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務会計に豊富な知見を有し、当社の社外取締役として適格な資質、能力を有することから、引き続き社外取締役候補者としてしました。	
9	再任 たけ だ み ち 竹 田 美 知 (1955年1月3日生)	2004年 4 月 相愛女子短期大学教授 2006年 4 月 神戸松蔭女子学院大学教授 2012年 4 月 神戸松蔭女子学院大学副学長兼教授(現任) 2016年 6 月 当社社外取締役(現任)	437株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営に関与された経験はありませんが、学識経験者として幅広い知見を有し、当社の社外取締役として適格な資質、能力を有することから、引き続き社外取締役候補者としてしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柴田直子氏及び竹田美知氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柴田直子氏及び竹田美知氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって柴田直子氏が4年、竹田美知氏が3年となります。
4. 当社は、柴田直子氏及び竹田美知氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、柴田直子氏及び竹田美知氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、柴田直子氏及び竹田美知氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役石川二郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 (生 年 月 日)	(重 要 略 歴、当社における地位 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当 社 株 式 の 数
新任 よこやまたいぞう 横山泰三 (1956年9月2日生)	2012年7月 右京税務署長 2015年7月 大阪国税局徴収部次長 2016年7月 大阪国税局徴収部長 2017年8月 公益財団法人東納税協会副会長兼専務理事（現任） 2017年9月 横山泰三税理士事務所開業（現在）	一株
社外監査役候補者とした理由	税理士として企業会計に精通しており、当社の社外監査役として適格な資質、能力を有すると判断し、新たに社外監査役候補者としてしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 横山泰三氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、横山泰三氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
4. 横山泰三氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
これ 是 枝 定 信 (1960年 1 月 3 日生)	1983年 3 月 当社入社 2005年 10 月 当社商品本部商品開発部長 2008年 6 月 当社執行役員商品本部商品開発部長 2012年 6 月 当社執行役員大阪支店長 2014年 6 月 当社取締役大阪支店長 2016年 6 月 当社取締役関東支店長 2018年 6 月 当社取締役仕入本部長兼仕入企画部長（現任）	36,706株
補欠監査役候補者とした理由	当社の仕入部門、営業部門など幅広い職務を経験しており、当社の監査役として適切な資質、能力を有すると判断し、補欠の監査役候補者となりました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、是枝定信氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
3. 是枝定信氏は、本総会終結の時をもって、当社取締役を退任いたします。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額11,810千円（取締役分10,600千円（うち社外取締役分600千円）、監査役分1,210千円（うち社外監査役分660千円））を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

第5号議案 退任取締役3名に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役森本徹氏、是枝定信氏及び上住雅哉氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金規程に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
森 本 徹	2013年6月 当社取締役
	2015年6月 当社常務取締役（現任）
是 枝 定 信	2014年6月 当社取締役（現任）
上 住 雅 哉	2014年6月 当社取締役（現任）

また、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として2019年5月14日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第1号議案をご承認いただいた場合に選任される取締役のうち、石川宣博氏、多田広次氏、櫻井義行氏、中嶋徳夫氏の4氏及び本総会の終結後も引き続き在任する監査役の片岡英俊氏に対して、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を、当社役員退職慰労金規程に基づき、相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
石 川 宣 博	2010年6月 当社取締役副社長
	2011年6月 当社代表取締役副社長
	2012年6月 当社代表取締役社長（現任）
多 田 広 次	2013年6月 当社取締役
	2017年4月 当社常務取締役（現任）
櫻 井 義 行	2015年6月 当社取締役（現任）
中 嶋 徳 夫	2018年6月 当社取締役（現任）
片 岡 英 俊	2017年6月 当社常勤監査役（現任）

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、1992年6月26日開催の第46回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額350百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は7名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（2）本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

（3）信託期間

2019年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（4）信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度

を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2019年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、120百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、120百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、120百万円を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（5）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

ご参考として、2019年5月13日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額120百万円を原資に取得する株式数は、最大で247,422株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

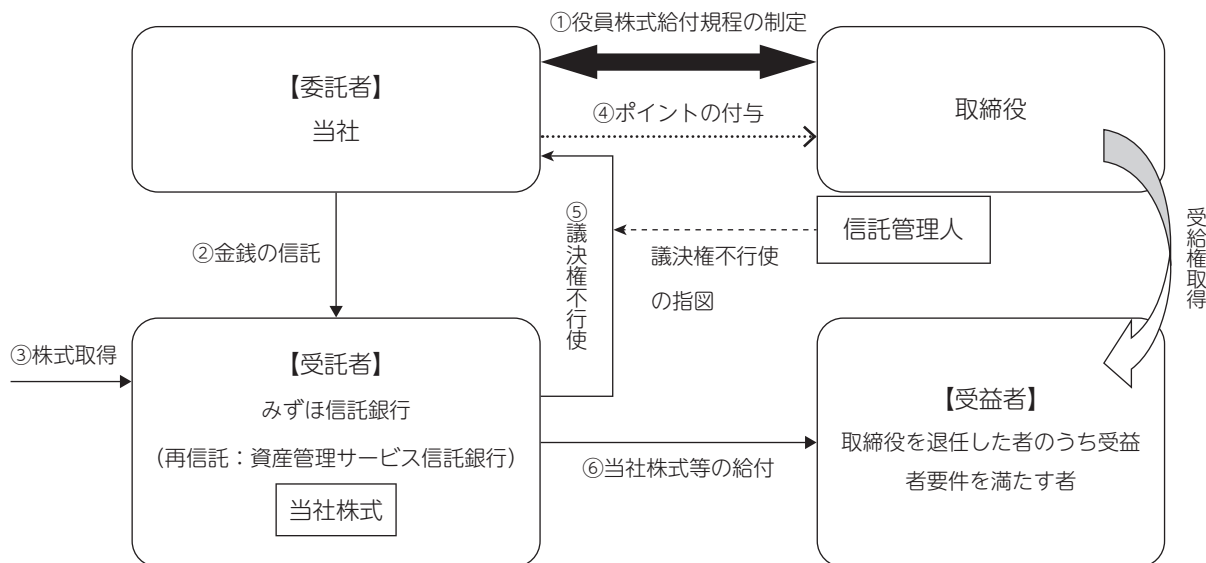
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>

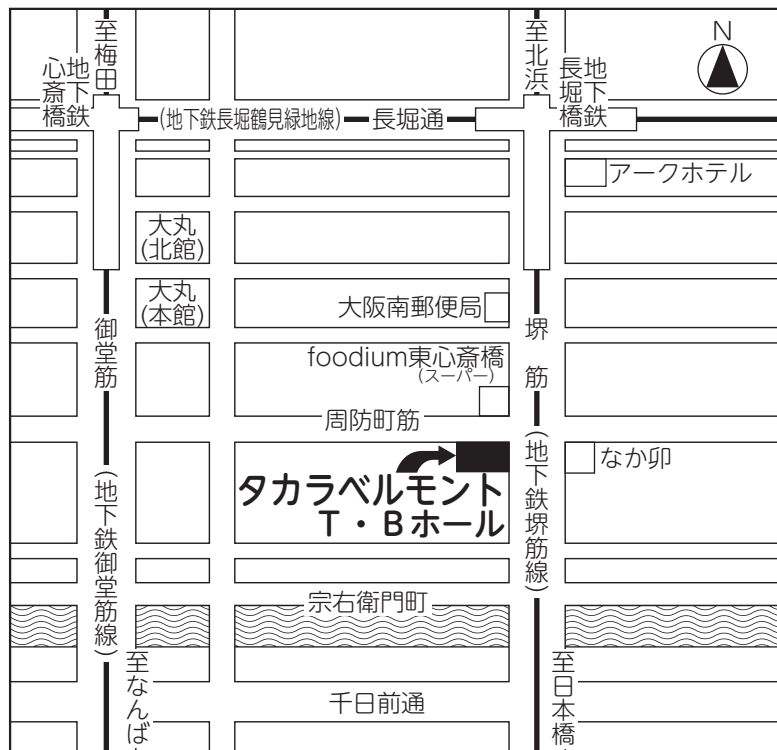


- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府中央区東心斎橋二丁目1番1号
タカラベルモント T・Bホール



[最寄り駅]

- ・ 地下鉄御堂筋線「心斎橋」駅4-B出口より徒歩約10分
- ・ 地下鉄堺筋線「長堀橋」駅 ⑦番出口より徒歩約5分
- ・ 地下鉄長堀鶴見緑地線「長堀橋」駅



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。